目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、経営の安定に支障を生じている中小企業の負担軽減を図るため茨城県が実施している融資利用者に対し信用保証料の補助を行うものです。

補助対象事業

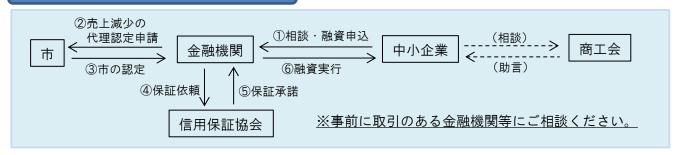
新型コロナウイルス感染症の影響により、市の認定を受けて茨城県パワーアップ融資制度を 利用された方

かり用 とすいころ			
市認定要件①	市認定要件②	市認定要件③	茨城県パワー融資制度
中小企業信用保険法 第2条第5項第4号に 該当	・市内で1年以上事業継続している ・最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以 上減少 かつ ・その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前 年同月比で20%以上減少の見込み	全業種	県パワーアップ融資要件4号で制度を利用 (経営安定関連保証)
中小企業信用保険法 第2条第5項第5号に 該当	・最近3か月の売上高等が前年同月比で5%以上 減少	経済産業大臣が 指定する業種	
	・製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない		
中小企業信用保険法 第2条第6項に該当	・最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以 上減少 かつ ・その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前 年同月比で15%以上減少の見込み	全業種	県パワーアップ融資要 件5号で制度を利用 (危機関連保証)

信用保証料補助及び取り扱い期間

- ·全額補給(県50%·市50%)
- ・令和3年3月31日融資実行分まで

茨城県パワーアップ融資実行までの流れ



市への信用保証料補助申請の流れ

中小企業

①補助金交付申請兼請求 < ②補助金交付決定 < ③補助金の支払い

◇問い合わせ先(提出先)◇

上記「⑥融資実行」の際に 発生する信用保証料を市が補助

かすみがうら市役所地域未来投資推進課(住所)

〒315-8512

かすみがうら市上土田461 (千代田庁舎内)

(TEL) 0299-59-2111 (メール) syoukou@city.kasumigaura.lg.jp

※申請は原則郵送での提出をお願いします。